地方税に関する事務における特定個人情報保護評価の再実施結果についてお知らせします

令和６年 12 月 28 日
新宿区総務部税務課

区では、令和７年１月に証明書自動交付システム（コンビニ交付システム）の更新、令和７年４月に滞納整理に一元的に取り組む（仮称）滞納対策課の設置及び令和８年２月に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第 40 号）に基づく標準仕様書に準拠した税務システムへの移行をそれぞれ予定しており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、地方税に関する事務における特定個人情報保護評価を再実施しました。

評価の再実施にあたっては、全項目評価書（以下「評価書」という。）の素案に対するパブリック・コメントを実施するとともに、個人情報保護及び情報システム等に知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行いました。これらの実施結果を踏まえ、評価書を変更し、個人情報保護委員会へ提出するとともに公表します。

１　パブリック・コメントの実施結果

（１）実施期間

令和６年 10 月 10 日（木）から令和６年 11 月８日（金）まで

（２）実施内容

税務課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館において資料を閲覧及び配付に供するとともに、区ホームページ及び広報新宿（令和６年 10 月 15 日号）への掲載により意見を募集し、郵送、ファックス、窓口持参及び区ホームページにおいて受付を行いました。

（３）意見募集結果

２名（73 件）

別紙１「パブリック・コメント実施結果（概要）」及び別紙２「意見要旨と区の考え方」のとおり

２　第三者点検の実施結果

（１）実施期間

令和６年10月21日（月）から令和６年11月11日（月）まで

（２）委託業者

株式会社ＲＳコネクト

（３）点検結果

評価書（素案）の点検において、修正すべき点の指摘がありました。これらの指摘事項を踏まえて評価書を修正し、「個人情報保護委員会への提出及び公表するに当たり、概ね適正な内容となっている」と判断されました。

３　評価書の変更

（１）変更箇所

別紙３「素案からの変更箇所一覧　新旧対照表」のとおり

（２）変更後の評価書（個人情報保護委員会に提出した評価書）

別紙４「地方税に関する事務　全項目評価書」のとおり

別紙５「地方税に関する事務　基礎項目評価書」のとおり

４　問い合わせ先

総務部税務課税務係（新宿区役所本庁舎６階）
ＴＥＬ　０３（５２７３）４１１０　　ＦＡＸ　０３（３２０９）１４６０